

広島県公安委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第3号

広島県公安委員会公印規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会公印規則（平成21年広島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の表広島県公安委員会の項用途の欄中「火薬類・銃砲・刀剣類事務用」を「火薬類・銃砲等・刀剣類事務用」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、令和4年3月15日から施行する。